

社会福祉法人小百合会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小百合会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の業務執行に当り、業務の執行の実態に基づき報酬及び旅費を支給するために定めるものである。

(役員及び評議員の業務執行と報酬)

第2条 理事長及び業務執行理事が、当法人の経営並びに事業・施設の運営のために業務執行に当たったときは、別表1により報酬を支給するものとする。但し、本人より受け取り辞退の申し出があった場合は無報酬とする。

2 監事及び評議員が、当該業務執行に当たるときは、別表2により報酬を支給するものとする。但し、本人より受け取り辞退の申し出があった場合は無報酬とする。

3 理事長及び業務執行理事以外の理事が、当法人の経営並びに事業・施設の運営のために業務執行に当たったときは、別表3により報酬を支給するものとする。但し、本人より受け取り辞退の申し出があった場合は無報酬とする。

4 理事に対し、各年度の報酬総額が 1,500,000円 を超えない範囲で支給する。

5 監事に対し、各年度の報酬総額が 300,000円 を超えない範囲で支給する。

6 前項に関わらず、定款第13条第4項及び第26条第2項による決議の省略を実施時は無報酬とする。

(報酬の精算)

第3条 役員等が業務執行に当たったとき、その業務に従事した時間及び日数を換算し、精算することが出来る。

(会議等における旅費)

第4条 評議員会及び理事会に出席する役員等には、旅費として開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。

自転車及び自家用車等の交通用具を使用する者は次の計算式（端数が生じた場合は四捨五入をする。）で支給する。

「片道km数×2（往復）÷7（10=7km）×10価格」

2 前項に関わらず、実費交通費の上限を片道15,000円、往復で30,000円とする。

(出張に伴う旅費及び研修会合等参加に関する費用)

- 第5条 理事長の命令を受けて研修及び会合等出張する場合には、それに要する費用の実費を支給する。ただし、開催場所が当法人内の場合は第4条の通りに支給する
- 2 出張の経路は、出発地から目的地まで、最も経済的な順路及び方法により計算する。ただし、業務上必要又は天災等、特別な事由により、前述の経路による出張が困難だと法人が認めた場合には、その現に出張した経路及び方法によって計算する。
- 3 やむを得ず宿泊した場合には、一泊10,000円を上限とし、宿泊費の実費を支給する。

(当法人職員との兼任)

- 第6条 当法人の職員を兼任し、職員として給与を受けている場合は、本規程に定めた報酬及び旅費の支給対象にはならない。

(特例)

- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に理事長が定める。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

- 附則 この規程は、平成29年 9月21日より施行する。
この規程は、平成31年 1月11日より施行する。
この規程は、令和 3年 6月25日より施行する。
この規程は、令和 4年 6月27日より施行する。

別表 1

名称	報酬額 (月額)
理事長の活動等の報酬	50,000円
業務執行理事の報酬	50,000円

別表 2

名称	報酬額	
	2時間未満	2時間以上
監事	5,000円	10,000円
評議員	5,000円	10,000円

別表 3

名称	報酬額	
	2時間未満	2時間以上
理事長及び業務執行理事以外の理事	5,000円	10,000円

以上